

戸田市立新曽中学校

いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月 1 日

(平成 2 9 年 8 月 2 2 日改定)

(令和 6 年 1 2 月 2 7 日改定)

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢	1
1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
(1) 法第2条に規定されているいじめの定義	1
(2) いじめの認知に関する考え方	2
3 いじめの理解	3
第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組	3
1 いじめの未然防止	3
2 いじめの早期発見	3
3 いじめへの対処	4
4 いじめ解消の定義	4
5 家庭や地域との連携	5
6 関係機関との連携	5
第3 いじめ防止等のための対策の内容	6
1 学校が実施する施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針	6
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	7
(3) いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ	8
(4) 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組	10
(5) 生徒、家庭、地域、関係機関への周知	11
第4 重大事態への対処	12
1 重大事態とは	
(1) 重大事態調査の目的	12
(2) 平時からの備え	13

(3) 重大事態に対する学校及び学校の設置者の基本的姿勢	1 3
(4) 重大事態を把握する端緒	1 4
2 重大事態発生時の初動対応	1 5
(1) 発生報告	1 5
(2) 調査組織の設置	1 5
(3) 調査組織の構成	1 6
(4) 調査実施前の事前説明	1 7
3 重大事態調査の進め方	1 8
(1) 基本的な調査の流れ	1 8
(2) 調査の進め方に係る留意事項	1 9
(3) 調査報告書の作成	1 9
4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応	2 0
(1) 調査報告書の説明	2 0
(2) 調査報告書の公表	2 0
(3) 調査結果を踏まえた対応	2 0

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校でも、「いじめは絶対許さない」という意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築を目指して、市、家庭、地域、関係機関等と連携していじめの防止と対応にあたってきた。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、生徒の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて策定された、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「戸田市いじめ防止基本方針」を受けて、法第13条の規定に基づいて「戸田市立新曽中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、いじめはどの学校にも、どの子供にも起きているという基本認識の下、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行われなければならない。

また、いじめ防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、重大な状況も生み出す行為であることを、生徒が十分理解できるよう行われなければならない。さらに、いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要である。

2 いじめの定義

（1）法第2条に規定されているいじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
- ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・ 卑猥なことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するのであるが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、どの学校においても、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

(3) 世間の耳目を引くいじめ事案が発生した直後に認知件数が急増し、翌年度から漸減する傾向があるが、このことは、いったんは事案を深刻に受け止めるものの、徐々に風化していくことを反映していると考えべきである。この例に限らず、いじめの認知件数が減少した場合に、対策が奏功したものと即断することは禁物であり、減少の理由を十分考察する必要がある。

(4) 各学校においては、発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である。そのため、文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

(中略)

また、各教育委員会等は、学校や教職員の評価において、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

【平成27年8月17日付け 文部科学省通知】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- いじめの有無やその多寡が問題なのではなく、極めて初期段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応することが重要である。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応が可能である。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱う必要がある。

3 いじめの理解

嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解する必要がある。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払う必要がある。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処することが大切である。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

このため、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、自分と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を認め合える態度など、生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。これらの取組により、全ての生徒が安心して学校生活を送れる居場所づくりや自己決定の場を提供する場とし、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めることが重要である。

加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な生徒理解に努め、些細な変化にも気付く力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談・SNS相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域、その他の関係機関と連携して生徒を見守っていくことが必要である。

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる生徒や周囲の生徒に対して、客観的に事実関係を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

そのため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処のあり方について、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）をはじめとして、市教育委員会作成の「いじめ問題対応マニュアル」や県教育委員会作成の彩の国生徒指導ハンドブック「I's2019」を通じて、理解を深めておく必要があり、さらに、学校における組織的な対応を可能とする体制の整備が必要である。

4 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ問題等対策委員会（P. 9 第3 3（2）参照）の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、定期的に声をかけ、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ問題等対策委員会においては、いじめが解消に至るまで組織的に対応し、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、継続的に注意深く観察する必要がある。

5 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決しない社会問題である。社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域が密接に連携する必要がある。特に当事者の保護者とどのように連携・情報提供していくかを確認しながら、丁寧にやりとりを進める必要がある。学校内外で協力して大勢の大人たちが見守っていることを生徒に気付かせることも必要である。

6 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、少年サポートセンター、南児童相談所、医療機関等）と適切に連携を行う。そのために、平素から関係機関と情報を共有できる体制を構築するとともに、役割分担を明確にするのではなく、重なり合う部分への対応を充実する必要があることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、実務に通じた専門職間のネットワークの連携を強化することが重要である。

また、被害生徒に対しては、安全を確保し、スクールカウンセラー等とも連携しながら、本人の心のケアや学習の場の保障を適切に行う。

第3 いじめ防止等のための対策の内容

1 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。 【いじめ防止対策推進法】

学校基本方針は、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等いじめ防止の全体に係る内容であることが必要である。この基本方針を定める趣旨は、本校の実情に応じて適当な体制と、生徒の状況を踏まえた取組を行うこと及び本校が組織として一貫した対応をとるためである。また、国や県、市の基本方針やその動向を踏まえつつ、本校の実情に応じて適時・適切に見直していく。

- 各年度の初めやいじめ撲滅強調月間などの複数の機会に、学校基本方針の内容を確認させながら、全教職員に方針に基づく対応を確認させる。
- 学校基本方針においては、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、年間を通してどのように取組を実施するかを取組計画として具体的に定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。
- 学校基本方針の策定・見直しの過程に生徒等が関わることができる仕組みを整える。
- 学校基本方針は本校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時・各年度の初め等の複数の機会に生徒、保護者等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等のための組織を置くものとする。

【いじめ防止対策推進法】

法に基づき、学校におけるいじめ防止、早期発見及び事案対処等に関する措置を実効的かつ組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置くことが規定された。この規定に基づき、本校は、「学校いじめ問題等対策委員会」を設置する。

学校いじめ問題等対策委員会の具体的な役割は以下のとおりである。

【役割①】 学校全体でのいじめ防止対策の推進

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき年間指導計画の作成、実施及びPDCAサイクルを回し、必要な見直し
- ・校内研修の企画等を通じた教職員のいじめに係る資質能力の向上
- ・いじめの未然防止、早期発見に係る取組
- ・いじめの疑いに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・事実関係の確認を踏まえたいじめの認知、解消、重大事態の判断
- ・いじめに対する指導支援方針の検討、改善
- ・いじめの相談、通報の窓口として情報の集約
- ・市や国の見直しを踏まえて定期的に学校基本方針の点検・見直し

【役割②】 重大事態調査を学校が行う場合の調査組織

- ・学校主体で重大事態調査を行う場合の調査組織として、詳細な事実関係の確認、学校等の対応の検証、再発防止策の提案
- ・生徒や保護者に対する事前説明等の調査に当たって必要な対応

【役割① 学校全体でのいじめ防止対策の推進における体制】

学校いじめ問題等対策委員会

校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールサポーター

※校内の生徒指導委員会を母体とし、必要に応じて関係教職員を加える。

※速やかに事案に対処する必要がある場合には、少人数で開催することも可能とする。

【役割② 重大事態調査を行う調査組織】

拡大学校いじめ問題等対策委員会

校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、該当学年主任、教育相談主任、養護教諭、さわやか相談員、スクールサポーター、スクールカウンセラー等に加え、戸田市立教育センター配置カウンセラーもしくは、他校の学校配置スクールカウンセラーを第三者的かつ専門家としてメンバーに加えた組織を構成し、重大事態の調査を行う。

(3) いじめ事案が発生した際の基本的な対応の流れ

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合（アンケート等による訴えを含む）には、速やかに、学校いじめ問題等対策委員会に対し報告を行わなければならない。これは法第23条第1項に基づく義務であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する

報告を受けた学校いじめ問題等対策委員会では、以下に示す基本的な対応の流れを踏まえつつ、事案の特性や当該生徒の状況、学校の実情に応じて迅速かつ丁寧に対応する。学校いじめ問題等対策委員会を開催した際には、必ず会議の記録を作成し保存する。保存期間は、作成した日の属する年の翌年度から5年間とする。

＜いじめの疑いがある場合の基本的な対応の流れ＞

※以下の各段階において記録を作成すること。

① いじめの疑いがある事案について報告を受けた場合、管理職等を中心に以下の事項を確認

- ・被害を訴えた生徒（Ａ）の状況の確認（被害状況、本人の思い（苦痛の有無、加害側・学校への要望等））
- ・詳細な事実関係の確認の要否
- ・被害状況に応じて警察等との連携の要否
- ・重大事態の該当性の検討
- ・保護者への情報共有を含めた今後の対応の見通し
- ・関係の深い教職員への情報共有
- ・学校いじめ問題等対策委員会の開催調整



② Ａへの詳細な事実関係の確認（必要な場合）



③ 学校いじめ問題等対策委員会の開催（校長判断の下、迅速に対応できる体制）

- ・事案の内容を共有（Ａの訴えの内容、Ａの現在の様子や要望）
- ・Ａへの支援方針及び加害生徒並びに関係生徒への聴き取り等の検討
- ・ＳＣやＳＳＷの連携、警察等外部連携の要否を判断
- ・Ａ保護者への連絡、共有内容の確認

④ 加害生徒、関係生徒等への事実関係の確認



⑤ 学校いじめ問題等対策委員会の開催

- ・加害、関係生徒への聴き取り等の結果の共有
- ・いじめの認知、重大事態の該当性を判断

※ 重大事態と判断した場合は、法において、重大事態調査が学校又は市教育委員会が調査主体となっていくとされているため、市教育委員会に状況を報告し、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかについて指示を仰ぐ。

学校が主体となる場合は、拡大学校いじめ問題等対策委員会を開催するとともに、法第 28 条第 3 項に基づき、市教育委員会から必要な指導助言及び適切な支援を受ける。

- ・Ａに対する支援、加害生徒及び関係生徒に対する指導方針の検討、決定
- ・加害生徒及び関係生徒の保護者への連絡、共有内容の確認



⑥ いじめの認知アプリに入力（いじめ認知の場合） ※年 3 回市教委へ報告



⑦ Ａ保護者及び加害生徒並びに関係生徒保護者への連絡



⑧ 学校いじめ問題等対策委員会で確認した指導支援方針に基づく対応の継続



⑨ 学校いじめ問題等対策委員会の開催

- ・いじめの解消を判断

（いじめが止んでから 3 か月以上の経過、Ａ及び保護者に現在苦痛を感じていないことの確認）

(4) 学校におけるいじめ防止等に係る主な取組

① いじめの未然防止

- ・ 多様な考え方を認め合い、自分も他者も認め合える学級風土の醸成
 - ・ 道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないという意識の醸成を図り、互いを尊重し合う人間関係の構築
 - ・ 生徒が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策や、実行する取組(HAPPYTURNプロジェクト)の推進
- ※単に「いじめをなくす」というだけでなく、生徒全員にとって、新曽中学校が楽しい学校生活を送れる場所であるために、積極的に思いやりのある言葉かけや行動をしようという意図を持ってHAPPYTURNプロジェクトが考えられた。生徒自らが、思いやりある行動で相手を「HAPPY(嬉しい)」な気持ちにさせ、次にそれをお互いに返し合う(TURN)ことで、楽しく温かい学校を目指すことにより、いじめ未然防止に努めている。
- ・ 学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
 - ・ 思いやりの心を育む教育
 - ・ 生徒の特性に応じた適切な指導
 - ・ 望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進(宿泊体験活動、異学年交流等)
 - ・ 規範意識を高める生徒の自発的な取組
 - ・ 学校生活アンケートを実施し、その結果から、管理職のリーダーシップの下、教育相談や個人面談を実施
 - ・ Positive Behavior Support(PBS: ポジティブ行動支援)の視点を取り入れた生徒への関わりや支援の充実
 - ・ インターネット等を介したいじめ防止に関する、情報モラル教育、デジタル・シティズンシップ教育の充実・徹底
 - ・ 人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
 - ・ 個々の生徒の障害の特性への教職員の理解促進
 - ・ 教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解の促進
 - ・ 性の多様性についての、教職員の正しい理解

② いじめの早期発見

- ・ 生徒理解、信頼関係づくり
- ・ 学校生活アンケートの実施
- ・ 教育相談の実施
- ・ 教職員の研修
- ・ 何でも話せる相談窓口、相談機能の充実
- ・ 外部相談機関との連携
- ・ 教育総合データベースの活用

③ いじめ事案への対処

- ・ 正確な事実関係の把握、確認
- ・ 被害生徒への支援、徹底して守ることを本人に伝え、信頼関係を築く
- ・ 加害生徒への指導
- ・ 保護者との連携
- ・ 周囲の生徒への指導
- ・ 教育委員会との連携
- ・ いじめへの対応から解消までの組織的な対応

④ 家庭や地域との連携

- ・ 保護者
- ・ 学校運営協議会

⑤ 関係機関との連携

- ・ 戸田市立教育センター
- ・ 蕨警察署
- ・ 南児童相談所
- ・ 戸田市親子健やか室

(5) 生徒、家庭、地域、関係機関への周知

- 学校基本方針や学校いじめ問題等対策委員会等について、生徒に周知し、加害行為への抑止や被害生徒への安心感を与える。
- 学校におけるいじめ防止等の取組や事案対処について、連携を深め、理解、協力を得るために、法や学校基本方針、学校いじめ問題等対策委員会、いじめの定義やその具体例等について家庭や地域、関係機関等に周知する。

第4 重大事態への対処

※重大事態の対応については、文部科学省作成「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 令和6年8月改訂版」（以下、単に、国のガイドラインという。）に具体的かつ詳細に調査の進め方が記載されていることから、原則として戸田市における重大事態調査についても国のガイドラインに沿って対応する。

※ただし、国のガイドラインにおいても、「重大事態調査は、事案の状況や対象生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではない」とされていることから、調査組織の判断の下、事案に応じて国のガイドラインによらないより適切な方法で調査を行うことも可能とする。

※本基本方針では、国のガイドラインを踏まえ、戸田市における重大事態調査の基本的な進め方について記載する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

1 重大事態とは

（1）重大事態調査の目的

重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた疑い”又は“いじめにより不登校を余儀なくされている疑い”がある段階を指しており、これらの疑いが生じた場合には、学校の設置者又は学校が、法の規定に基づき調査を行うこととなる。

この調査の目的については、国のガイドライン第1章第2節に記載されており、いじめにより対象生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行う目的としている。

また、この調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。

(2) 平時からの備え

前述のとおり、重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階を言い、この段階から調査の実施に向けて動き出すことが求められていることから、学校においては重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。特に、学校は、年度初めの職員会議や校内研修等において、法や市の基本方針、自校の基本方針について説明し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか全ての教職員が理解できるようにする。

また、前述のとおり、重大事態の調査主体が学校となる場合に、拡大学校いじめ問題等対策委員会が調査組織として調査を行う役割を担うことから、実際に重大事態が発生した場合を想定して、校長のリーダーシップの下、各教職員が適切に役割分担を行い、機能するような体制を構築しておく。

(3) 重大事態に対する学校の基本的姿勢

学校は、重大事態が発生した場合には、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような事態になったのはこれまでの学校の対応にどのような課題があったのか」等の視点を持ち、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組む。

対象生徒・保護者に対しては、詳細な調査を行わなければ全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」等の判断を行わない。

また、重大事態調査中も対象生徒・関係生徒の学校生活が続いていることから、対象生徒の見守りや心のケア、関係生徒に対する指導及び支援に継続して取り組む必要がある。校内体制を分けるなど重大事態調査と並行して生徒に対する対応が疎かにならないよう注意する。

対象生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合には、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応する。例えば、対象生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことや、関係生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどにより調査を進めることが考えられる。また、調査報告書を公表しないことも考えられる。

(4) 重大事態を把握する端緒

重大事態の判断を行うのは、学校又は市教育委員会である。これは、単に特定の教職員のみによる判断ではなく、学校又は市教育委員会として判断したということであり、学校又は市教育委員会は、国のガイドライン別添資料1の重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する。

なお、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合には、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、欠席期間が30日に到達する前から、学校と市教育委員会が緊密に連携し、重大事態に該当するか否か丁寧に協議を行うなどの対応を行うこととする。

また、生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

なお、申立て時点において、学校が生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ問題等対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う。

なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかつただけでは足りず、学校又は市教育委員会においていじめの事実が起りえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要がある。

2 重大事態発生時の初動対応

(1) 発生報告

重大事態が発生した場合は、学校は、市教育委員会に報告する。

- ・対象生徒の氏名、学年
 - ・報告時点における対象生徒の状況（いじめや重大な被害の状況、訴えの内容等）
- ※その時点で把握している事実関係

重大事態が発生した場合には、特に対象生徒・保護者等との情報共有が重要であることから、学校又は市教育委員会で窓口となる者を決めて、連絡・調整にあたる。あわせて、調査において必要となる資料の収集・整理に取り組む。

具体的には、学校及び市教育委員会において、これまで実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ問題等対策委員会の会議録、学校としてどのような対応を行ったかの記録等が基礎資料として想定される。

(2) 調査組織の設置

法において、重大事態調査は学校又は市教育委員会が調査主体となっていくとされているが、市教育委員会が主体となるか学校が主体となるかは個別の重大事態の状況に応じて、市教育委員会の指示を仰ぐ。

学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、市教育委員会から必要な指導助言及び適切な支援を受ける。

なお、不登校重大事態は、いじめの詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的に位置付けており、学校内の様子や教職員・生徒の状況は当該学校が最も把握していることを踏まえて、原則として学校主体で調査を行う。

ただし、従前の経緯や事案の特性、対象生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できない場合、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると市教育委員会が判断する場合は、市教育委員会主体として調査をする。

(3) 調査組織の構成

調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえて調査主体において判断する。対象生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明での意向も考慮しつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。

対象生徒・保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合を除いては、第三者を加えた調査組織となるように構成する。

具体的には、戸田市においては原則として、市教育委員会が主体となる場合は、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」が調査を行う。学校が主体となる場合は、学校いじめ対策組織方式となる「拡大学校いじめ問題等対策委員会」が調査を行う。

なお、国のガイドラインを踏まえ、以下のケースにおいては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、市教育委員会が主体となり、第三者委員会方式となる「いじめ問題調査委員会」が調査を行う。

その際、専門家、第三者の考え方については、国のガイドラインに基づくこととする。

<国のガイドライン 第6章第2節(1) 基本的な考え方 該当箇所抜粋>

① 対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。

② 対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態

対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しており、生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。

③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

対象生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

(4) 調査実施前の事前説明

調査の実施前には対象生徒・保護者に説明を行い、調査の目的等について共通理解を図り、調査事項や調査組織の構成等について認識のすりあわせを行う。この説明は原則として調査主体となる市教育委員会または学校が行う。

この事前説明は、２段階に分けて行う。速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成等が決まり体制が整った段階で説明する事項がある。

事前説明事項については、基本的には国のガイドラインの第７章第２節に記載の事項とする。

＜国のガイドライン第７章第２節（１）対象生徒・保護者への説明事項より項目のみ掲載＞

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象生徒・保護者及び関係生徒・保護者に伝える（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努める。）。

関係生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係生徒や保護者等の協力が重要である。基本的には、（４）対象生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整することも考えられる。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明し、必要に応じて同意を得る。対象生徒・保護者が詳細な調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態調査を行う必要はあるが、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する。

3 重大事態調査の進め方

(1) 基本的な調査の流れ

重大事態調査の進め方については、国のガイドライン第8章を参照しつつ、事案の特性や対象生徒・保護者等の意向を踏まえつつ調査組織において決定する。基本的な調査の進め方は、国のガイドラインを踏まえ以下のとおりとする。

なお、対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態については、本方針に加えて、背景調査の指針に基づいて行う。

<国のガイドライン第8章 第2節(1) 調査全体の流れ(該当箇所抜粋)>

① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録 等の確認

(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

↓

② 対象生徒・保護者からの聴き取り

↓

③ 聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓

④ 事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓

⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

⑥ 報告書の作成、取りまとめ

（２）調査の進め方に係る留意事項

不登校重大事態の場合について、調査中に対象生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

また、重大事態調査の途中で対象生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。

生徒に対する聴き取りを行う場合の留意事項、アンケート調査を行う場合の留意事項等については、国のガイドラインの第８章第２節（３）～（６）に記載があるため、これを参照しつつ、調査組織内の専門家の助言も受けながら調査を進める。

また、重大事態調査は、事案によっては１年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象生徒・保護者は調査の進捗状況に高い関心をもっており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行う。丁寧に連絡を取り合うことによって調査が滞っていないという安心感を与えることができ、対象生徒・保護者の不安感、不信感の軽減につながる。調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。また、聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

（３）調査報告書の作成

重大事態調査の調査報告書に盛り込む標準的な項目や記載内容の例については国のガイドライン第８章第３節（１）に記載されている。具体的に何を調査するかという調査事項については、事案の特性や対象生徒等の意向も考慮しつつ、最終的には調査組織において決定する。

事実関係の確認・整理に当たっては、国のガイドラインに基づき、調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる。

ただし、調査結果をまとめるにあたり、事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記する。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避ける。

対象生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要であり、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があった旨を詳細に記載することが考えられる。

事実関係を把握し、対象生徒への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び市教育委員会の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。

この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。

4 調査結果の説明・公表及び調査結果を踏まえた対応

(1) 調査報告書の説明

法第 28 条第 2 項に基づき、学校又は市教育委員会は、対象生徒・保護者に調査に係る情報提供及び調査結果の説明を行うことが求められる。

調査結果の説明は、調査報告書本体又は概要版資料を提示又は提供し、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

いじめを行った生徒等のプライバシーや人権に配慮して説明を行う必要があるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることはあってはならない。

また、調査結果の説明の際に、市教育委員会が市長に調査結果の報告をする際、対象生徒・保護者からの所見書を併せて提出できることを説明する。

学校又は市教育委員会は、対象生徒及び保護者と事前に説明した方針に沿って、いじめを行った生徒・その保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。

(2) 調査報告書の公表

公表するか否かについては、市教育委員会と協議の上、当該事案の内容や重大性、対象生徒・保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、特段の支障がなければ公表することとする。

(3) 調査結果を踏まえた対応

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象生徒が重大な被害を受けている場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行う。対象生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて、家庭や専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。

いじめを行った生徒に対しては、当該生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から保護者とも連携しつつ指導支援を行う。対象生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、法第 23 条第 6 項に基づき、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、市教育委員会及び当該学校は真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。